



走錨海難防止のための新たな航行ルール



平成31年1月31日から海上交通安全法の規定に基づき、
暴風又は暴風雪に関する気象警報の発表が予想される時には、
「関西国際空港(関空島)の陸岸から3海里内」の「船舶の航行」が
「制限」されます。

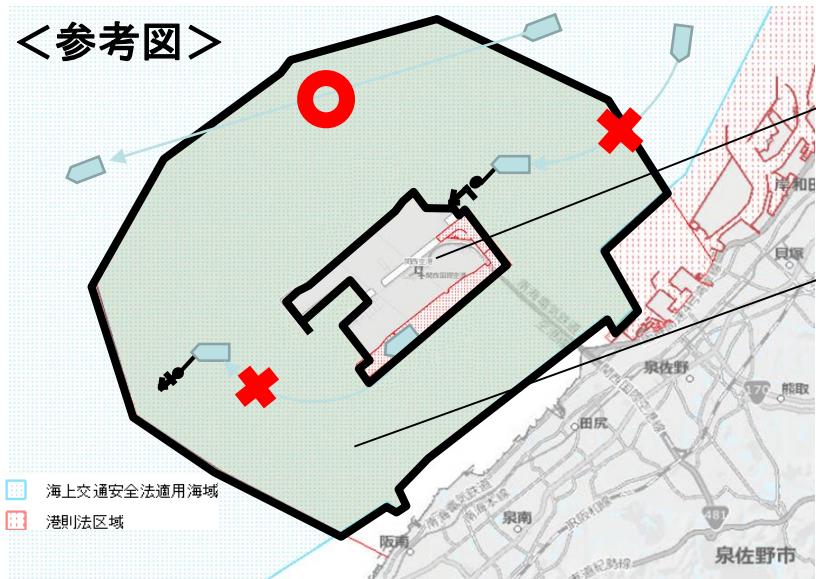
下の表に記載する海域、期間中、船舶の航行が制限されます。

海域	関西国際空港(関空島)の陸岸から3海里(約5.5キロメートル)の範囲(下参考図枠参照)
期間	大阪府泉佐野市、泉南市又は泉南郡田尻町において暴風又は暴風雪に関する気象警報が発表されるような現象発生の可能性のある期間を考慮して、海上保安庁長官が別に定める期間
船舶	<p>次に掲げる船舶以外の船舶</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 総トン数百トン未満の船舶 二 人命又は財産の保護、公共の秩序の維持その他公益上の必要が認められる用務を行うため、やむを得ず上欄に掲げる海域を航行する船舶 三 海上保安庁の船舶 四 船舶交通の危険を回避するため、やむを得ず上欄に掲げる海域を航行するものとして海上保安庁長官が認めた船舶 五 前各号に掲げるもののほか、海上保安庁長官が認めた船舶

適用法令：海上交通安全法第26条第1項

罰則：海上交通安全法第47条第2号(3月以下の懲役又は30万円以下の罰金)

＜参考図＞



関西国際空港
(関空島)

関空島の陸岸から3海里
の範囲(枠内の海域)

【周知方法】

船舶の航行を制限する際は、五管区地域航行警報、NAVTEX航行警報による周知のほか、巡視船艇、海の安全情報、無線放送、AIS、台風対策協議会等により周知します。



【問合せ先】

第五管区海上保安本部交通部航行安全課

電話 078-391-6551



走錨海難防止のための新たな航行ルール



平成31年1月31日から海上交通安全法の規定に基づき、
暴風又は暴風雪に関する気象警報の発表が予想される時には、
「関西国際空港(関空島)の陸岸から3海里内」の「船舶の航行」が
「制限」されます。

【やむを得ない場合の通航方法】

<国際VHF搭載船による通航>

- 1 国際VHF16chにて「おおさかマーチス」に通報して下さい。
- 2 通報の際、「船舶の名称」、「行き先」、「通過通航する旨」を伝えて下さい。
- 3 以上により、承認を受け、通過通航して下さい。

<AIS搭載船の通航>

AIS(船舶自動識別装置)(簡易型を除く。)を搭載し、正しく作動させて
 いる船舶にあっては、通報を要しませんので通過通航して下さい。
 必要に応じて、状況確認等させていただく場合があります。



走錨防止・五箇条



I 関空島の陸岸より、3マイル離した場所に錨泊してください！

※暴風(雪)に関する気象警報が予想される時には船舶の航行が制限されます。

航行制限時以外でも、荒天避泊の際は3マイル離した場所に錨泊してください！

II 近接する錨泊船舶との安全な船間距離を確保してください！

III 国際VHF16chを常時聴守し、**外国船舶は、錨泊前や抜錨時に必ず「こうべほあん」へ通報**し、必要な指示を得てください！

IV 锚泊後も油断は禁物、エンジンをスタンバイし船橋には当直を配置・見張りの励行をしてください！

V 特に、前線や台風が通過する前後は**大きく気象が変化**するので注意してください！

それでも

走錨してしまった・付近の船舶が走錨しているのを認めたら…